19川情個第25号平成19年10月22日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会 会長 安富 潔

保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分に関する 異議申立てについて(答申)

平成18年7月25日付け18川健庶第941号で諮問のありました保有個人情報 開示請求に対する全部承諾処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申し ます。

1 審査会の結論

保有個人情報の開示請求に対して実施機関の行った全部承諾処分の判断は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成18年6月9日付けで、川崎市個人情報保護条例(昭和60年 川崎市条例第26号。以下「個人情報保護条例」という。)第26条の規定に基づ き、実施機関川崎市長(以下「実施機関」という。)に対し、「健康福祉局の 管理職約30人を動員して、4月11日夕刻、同局企画課にて女子職員に暴力的行為 をさせ、その場の写真撮影をしていた物(カラー)」の写しの交付請求を行っ た。

実施機関は、平成18年6月20日付けで、全部承諾処分を行った。

異議申立人は、平成18年6月30日付けで、実施機関は都合のいい写真だけを開示しており、他にも写真があるはずであるとして全部承諾処分の取消しを求め、 異議申立てを行った(当審査会諮問第114号事件)。

3 異議申立人の主張要旨

平成18年10月13日付け意見書及び平成19年7月9日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 実施機関が管理職約30人を動員して4月11日(火)夕刻健康福祉局企画課の女子職員の机・書類・私物等を強制移管した際に、実施機関がデジタルカメラで撮影した写真を開示請求したところ全部開示されたが、実施機関の都合のよいものだけ開示されたように感じる。開示されたもの以外に、消去されたデータがあるはずである。実施機関に対してデータ復元ソフトによる消去されたデータの復元を求めたところ、開示した写真が全部であり、そうしたことまで行う必要がないとのことだが、全く内容のない処分理由説明となっている。実施機関はデータメディアの内容がメモに相当するとして、都合のいい解釈を持ち出しているが、データ復元の内容について、全くふれられておらず、回答理由をすりかえているにすぎない。
- (2) 実施機関がデータは消去したといっているのでその前提で意見書を提出した。 た。

自分が書類を片づけもしないで乱雑にしていることをイメージ化するために、あえてそのような写真だけを開示している。散らかった場面だけの写真を開示しているので不審を感じる。他に写真があるはずなので、そのコピーを全部複写して、開示するよう異議の申立てを行った。自分自身を写したものは、開示されたもので全てだと思うが、もっと多くの写真を撮っていたはずである。開示されたもの以外に他のものが開示されればどういう方法でもかまわない。

4 実施機関の主張要旨

平成18年8月29日付け処分理由説明書及び平成19年1月15日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

実施機関は、本件開示請求に対して、プリントアウトしたものをすべて開示した。 その際、異議申立人から、ネガの提出を求められたが、デジタルカメラで撮影した ものであり、プリントアウト後にデータは消去した旨を異議申立人に伝えた。

本件承諾処分は全部を開示したものであり、デジタルカメラのデータについては、 プリントアウトした写真が存在することから、保存する必要はないものと判断し消 去したものである。消去したデータの復元については、メーカーへも問い合わせた が、復元できないとの回答を得た。また、一般に販売されているデータ復元ソフト による対応についても検討したが、そこまで行う必要はないと判断した。

デジタルカメラに記憶されたものは紙文書でいうメモに相当するものであり、データを消去した行為は、紙文書で言うならメモを廃棄した行為に相当するものである。

したがって、本件請求に対しては、プリントアウトした写真を全て開示したものであり、本件処分は妥当と考える。

5 審査会の判断

(1) 対象公文書

異議申立人が、開示を求めた文書は、「平成18年4月11日に、健康福祉局企画課に勤務していた異議申立人の机・書類・私物等を強制移管」した際に、健康福祉局が同局地域福祉部長に撮影させた写真である。

異議申立人の口頭意見陳述聴取の際に確認したところによれば、異議申立人としても、実施機関が上記機会に撮影した写真は、デジタルカメラで撮影したものであり、この撮影した写真のデータは、削除されていること自体を争うものではなく、この削除されたデータを「復元」させたうえで、これの開示を求めるという請求である。

(2) 保有個人情報

ところで、個人情報保護条例の「個人情報」は、同条例第2条の定義規定によれば、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。」とされており、また、「保有個人情報」とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第2条第1号に規定する公文書をいう。)に記録されているものに限る。」と規定している。

ついで、情報公開条例第2条第1号に規定する公文書とは、「実施機関の職員

が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関が管理しているものをいう。」としている。

したがって、本件電磁的記録も公文書に該当し、保有個人情報として個人情報の開示対象文書となる。

(3) 削除された電磁的記録

個人が実施機関に対して、開示を請求できる「保有個人情報」については、前記のとおり個人情報保護条例第2条により、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」とされていて、現に情報として保有しているもの以外は対象とされていない。

この趣旨は、実施機関においては、多数の文書が存在しているから、これの整理等の観点から、公文書管理規則等によって、保存期間を定める等しているものも多く、あるいは、この管理の対象外の文書については適宜破棄されることとなっており、これらによって破棄されているものについてまでは、開示請求の対象とはなりえないということを示していると解すべきである。

したがって、何等かの理由によって、実施機関において文書そのものを破棄 する等して、現実に保有していない文書は、対象文書とはなりえないことは明 らかである。

本件電磁的記録については、「削除されたもの」は、容易に復元ができないという意味では、「紙の文書の破棄」と同列に取り扱うことができるものであるから、これも開示の対象とはならないと解するのが妥当である。

したがって、異議申立人の請求する「削除されたデータを復元した電磁的記録」は対象文書とはなり得ず、データそのものが削除されていること自体に争いのない本件においては、対象文書は存在しないと認める他ない。

よって、既に開示した文書以外に開示すべき文書はないとした実施機関の判断は妥当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会(五十音順)

委員小林美智子委員鈴お庸夫委員高岡香員安富